

◎新潟県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	医療法人社団 まるやま内科クリニック	柏崎市北半田1丁目1番48号	令和8年4月1日
旧	医療法人社団 本間内科医院		
新	村上市休日急患診療所	村上市若葉町10番7号	令和8年4月1日
旧	村上市急患診療所		
新	ナースステーションはなことば柏崎	柏崎市松美2丁目5番57号クリーンビル 朋友102号室	令和8年4月1日
旧	ナースステーションあたたか柏崎		